

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について（お知らせ）

近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に係る経費に関して、下記のとおり現場管理費の補正を試行することとしましたので、通知します。

記

1. 用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 工期

工事の始期から工事の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}}$$

2. 対象工事

主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除くものとする。

3. 積算方法等

(1) 補正方法

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times 1.2}$$

補正値は小数点第3位四捨五入

(2) 現場管理費

$$\boxed{\text{対象純工事費} \times \left(\text{現場管理費率} \times \text{補正係数} \right) + \text{補正値}}$$

4. 気温の計測方法等

(1) 計測方法

受注者は、熱中症対策に資する現場管理費補正を希望する場合は、工事着手前に気温の計測方法及び計測結果の報告方法について発注者と協議しなければならない。（別紙1参照）

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。なおWBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

●運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31℃以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31℃	嚴重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28℃	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25℃	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人: 体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温測定方法に準拠した方法により得られた測定結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

(2) 計測結果の報告

受注者は、計測結果の資料を整備し提出しなければならない。

5. 既契約工事における変更

(1) 気温の計測期間

既契約工事の受注者が現場管理費の補正を希望する場合は、受発注者協議により本通知日以降で「基準日」を定め、当該基準日から工期末までの

期間のうち、真夏日にあたる日数を計測するものとする。

なお、計測方法は4. に準じること。

(2) 積算方法

既契約工事における真夏日率の算出方法は、以下の式によるものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}}$$

その他の算出方法は3. によるものとする。

6. 対象工事である旨の明示

熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う対象工事である旨を特記仕様書（別紙2）に明示するものとする。

7. 施工箇所点在型への適用

施工箇所点在型工事については、点在する工事毎に補正を行うことができるものとする。

8. 適用

令和2年8月24日以降に契約を行った工事から試行を適用する。

9. その他

上記の取扱いについて、地域の実情等により、対応が困難な場合は発注者と受注者が協議して決定するものとする